

第6期横須賀市障害福祉計画（第2期横須賀市障害児福祉計画を含む） 策定にあたっての協議会の意見について

協議会の意見の体系

1 数値目標		
1-1	入所施設	重度知的障害者入所施設新設
1-2	グループホーム	グループホームの充実
1-3	地域移行	精神科病院からの地域移行の推進
1-4	移動支援	移動支援の充実
1-5	放課後等デイサービス	医ケア児の放課後等デイサービスの充実
1-6	緊急短期入所	緊急短期入所の確保
1-7	相談支援	計画相談支援の充実
1-8	就労支援	就労支援の促進
1-9	地域生活支援拠点等整備	地域生活支援拠点等整備の推進
1-10	発達障害者支援センター	発達障害者支援センターの設置

2 見込み量	
2-1	グループホーム
2-2	居宅介護
2-3	重度障害者等包括支援
2-4	短期入所
2-5	計画相談支援
2-6	移動支援
2-7	地域活動支援センター
2-8	住宅入居等支援事業
2-9	成年後見・権利擁護
2-10	聴覚障害関連

1 数値目標

1-1 入所施設 重度知的障害者入所施設新設・障害児入所施設新設

①**重度知的障害者の入所施設の新設について数値目標として記載する必要があるのではない
か？**

重度の知的障害者の生活の場、日中活動の場として重度知的障害者の入所施設新設の必要性があると考えている。ただし、国の考えは入所ではなく地域へという方向性であるので、終の棲家としての入所施設の利用ではなく、地域への移行を踏まえた対策が必要と考える。そのためには地域生活支援拠点等整備の推進（1-8）も重要な課題である。

②**障害児入所施設新設**

市内にある障害児入所施設は地域の施設である。自立した障害児の支援を行う上でも障害児入所施設についても設置が必要と考える。

1-2 グループホーム グループホームの充実

グループホームの充実のために設置数、利用人数の数値化だけでなく、男女比やタイプ別（共有タイプ、サテライトタイプ）の数値目標も必要ではないか？

グループホームは地域で障害者が暮らしていく上でかかすことのできないものである。

グループホームの充実のためには設置数、利用人数の数値目標だけにとどまらず、男女ごとやタイプ別の設置数の数値目標等の記載が必要ではないか？これら細やかな目標を設定することにより、現実に即した数値目標が設定できる。

特に女性向けのグループホームが少ない、共有タイプのグループホームが多い現状等があり、利用希望者のニーズを充足できるのか否かは検討の必要があるのではないか？

また、重度の障害者が地域で暮らしていきたいというニーズもある。しかし、現在の国の制度設計は重度の方が地域で暮らしていくための施策が不十分であり、グループホームを考えるにあたっては、数値目標だけでなく障害者の生活の多様性（高齢化、重度化）を含めて考えていく必要がある。

1-3 地域移行 精神科病院からの地域移行の推進

「年間1件程度の地域移行案件をモデルケースとしてとりあげ、行政（保健所含む）、病院、相談支援事業所、関係する事業所等が連携し、協働して地域移行を実現する」、として数値目標化できないか？

モデルケースを取り上げることによって具体的にイメージや課題が明確になる。また単に衣食住の確保だけでなく社会参加をどのように実現していくか、も課題になってくるものと思われる。

1-4 移動支援 移動支援の充実

移動支援について利用目的、対象別の数値目標が設定できないか？

具体的には対象（成人、児童）や目的（通所・通学・余暇）ごとの数値目標が設定できないか？

目的、対象を明確化することにより、明確化された内容ごとの分析や必要な内容について検討

できるのではないかと考える。ただし、利用目的の定義、意味が統一的な見解とされているのか？等の検討は必要である。また、数値目標が独り歩きをしないような注意も必要である。

1-5 放課後等デイサービス 医療的ケア児の放課後等デイサービスの充実

医療的ケア児に対応する放課後等デイサービスの設置数について数値目標として設定すべきである。

医療的ケア児のための放課後等デイサービスを増やしてほしいというのは保護者の希望である。目標数値として挙げられている数値は今計画中にクリアされているが、継続的に数値目標として設定を行い、充足させるべきである。その際は、実態について把握に努め分析が必要と考える。

1-6 緊急短期入所 緊急短期入所の確保

緊急入所相当の対応について数値目標として設定できないか？

障害児者の生活にとっては、どうしても緊急な対応が必要な場合がある。緊急時の対応については重要な課題と認識している。障害児者、家族に関わる関係者にとって「緊急時の短期入所先が確保されていることが障害児者、家族にとってどれだけ安心であるか」、という共通認識は必要であると考ええる。

障害ごとの緊急時の短期入所ができる場所があれば理想的である。

既存の短期入所を有効活用するのであれば、短期入所のための行政のケースワーカーや相談支援専門員の短期入所のコーディネート力を高める必要がある。

令和2年度からの新しい緊急時の加算の仕組みについてもぜひ推移を見守って3年後の計画策定時にも考察したい。

緊急入所について数値化することで、市の考え方を明確化することができる。何をもって緊急であるのか？という共通認識は必要であると考ええる。

1-7 相談支援 相談支援の充実

(1) 相談支援事業所の設置数を数値目標に設定すべきではないか？

実態の伴わない数値目標では無意味である。

計画移行待機者が多数いることは事実であり、相談支援事業所の増設は必要である。ただし、増設のためには何が必要であるのか？等の具体的な検討が必要である。

(2) 委託相談支援事業所の設置数を数値目標に設定すべきではないか？

地域包括支援センターの設置数を考えると地域における障害福祉の充実のためには、まだ充足が必要である。地域包括支援センターと同数程度の委託相談支援事業の設置数は必要ではないか？なお、検討が必要な地域は、浦賀地区ではないか、と想定している。

(3) サービス等利用計画の計画数を数値目標に設定すべきではないか？

サービス等利用計画への待機者（現在セルフプラン利用者のうちサービス等利用計画の待機者）が多く存在すると想定される。これら待機者のニーズを解消するためにサービス等利用計画の

計画数を目標数値として設定するべきではないか？

1-8 就労支援 就労支援の促進

福祉施設から一般就労への移行について引き続き数値目標として設定するべきである。ただし数値の見直しは必要である。

1-9 地域生活支援拠点等整備 地域生活支援拠点等整備の推進

地域生活支援拠点等整備の充実が地域生活の要となる。引き続き数値目標として設定するべきである。

地域生活支援拠点等整備については未だ議論途中のものもあり、引き続き検討するべきものである。また市内相談支援体制との連携、グループホームの設置数等とも密接につながる内容であり、引き続き数値目標として設定するべきである。

また地域生活支援拠点等事業として整備するべき5項目について、スケジュール等どのように整備していくのか？等について具体的に考えていく必要がある。

1-10 発達障害者支援センター 発達障害者支援センターの設置

市内に発達障害者支援センターを1か所設置するべきである。

多くの課題をもつ発達障害者への支援を充実させるためには、中核市としての独自に横須賀市において発達障害者支援センターを設置するべきである。

また、圏域の発達障害者コーディネーターや、委託相談支援事業所の支援内容等既存の仕組みを十分に検討した上での検討を行うべきである。

2 見込み量

2-1 グループホーム

グループホームの見込み量は毎年20名ずつ増加させるべきではないか？
特に女性用のグループホームの見込み量を記載する必要性があるのではないか？

2-2 居宅介護

①行動援護に関する見込み量を増加させるべきではないか？

従来移動支援で行われていた、多くの行動障害の方への支援を行動障害での支援とするために、行動障害としての見込み量を増加させるべきではないか？行動援護に関する見込み量を増加させることは、行動援護の福祉サービスを提供できる事業所を増設する契機となるのではないか？

②居宅介護の見込み量を検討するにあたって、障害者本人の高齢化、親の高齢化による身体介護、家事援助の時間数増加について考慮する必要があるのではないか？

障害者本人の加齢に伴う障害の重度化、それに加え家庭内介護の主流を占めている親の高齢化により、親子共倒れになる危険性が高くなっている。今後はヘルパーによる身体介護、家事援助の時間数を相当見込まなければならいと考える。

2-3 重度障害者等包括支援

平成27年度より見込み量0となっている。今後も0のままであるのか？

0のままというのは何か理由があるのではないか？また、本来は当該サービスの対象者である方は他のサービスを代替して利用しているのではないか？これらの分析が必要なのではないか？

2-4 短期入所

短期入所の見込み量を計画上記載し、現実に即した拡充を目指すべきである。

短期入所の待機者や希望されても断っている人数の積み上げが必要なのではないか。また平等な短期入所の利用方法を模索する必要性があるのではないか？

2-5 計画相談支援

計画相談支援に従事する相談支援専門員の必要な人数と事業所数の見込み量が必要ではないか？

2-6 移動支援

移動支援の見込み量に65歳以降の高齢者の需要も加算するべきではないか？

介護保険制度には移動系のサービスがない。余暇外出等人間的な生活の充足のためには65歳以

降の高齢者であっても移動支援の利用について積極的に検討すべき課題ではないか？

2-7 地域活動支援センター

制度に馴染めない、あるいは制度の狭間の障害者にとって地域活動支援センターの存在意義は明らかである。その役割は他の福祉サービスにはないものである。そのために見込み量の考察は必要である。

2-8 住宅入居等支援事業

住宅入居等支援事業に関して民間事業者と連携がとれるのであれば見込み量として数値をいれることは可能ではないか？

数値の記載がなく「－」ということは実施する見込みがないということなのか？

2-9 成年後見・権利擁護

理解促進・研修啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援制度がいずれも実施となっているが、これらについては具体的な数値をいれるべきではないか？

2-10 聴覚障害関連

手話奉仕員養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の数値はそれぞれ「0」となっている。削除するべきではないか？